

中国における発明の「効果」に関する判定について

—中国最高裁判決の考察を中心として

胡 春豊*、林 軍***



要 約

発明の「効果」に関する判定について、本稿では、中国最高裁の判決を通じて均等論を適用する際、及び2024年改正中国特許審査指南における発明の進歩性の判定を行う際、中国の裁判所と特許庁は発明の「効果」を如何に考慮しているかを考察し、特許実務における注意点を検討する。

目次

1. はじめに
2. 中国における関連の法規
 2. 1 司法解釈（法釈〔2015〕4号⁽¹⁾）の第17条（均等論の適用）
 2. 2 司法解釈（法釈〔2020〕8号⁽²⁾）の第13条（技術的課題の認定）
 2. 3 審査指南の第二部第四章の3.2.1.1判断方法（3ステップ法）
3. 課題の提起
 3. 1 課題①
 3. 2 課題②
4. 均等論の判定基準
 4. 1 ミキシング装置事件（中国最高裁（2009）民申字第1562号判決）
 - （1）事実関係
 - （2）1審裁判所の判定
 - （3）2審裁判所の判定
 - （4）最高裁判所の判定
 - （5）小括り
 4. 2 回転調節機構事件（中国最高裁（2014）民申字第771号判決）
 - （1）事件の経緯
 - （2）1審裁判所の判定
 - （3）2審裁判所の判定
 - （4）最高裁判所の判定
 - （5）小括り
 4. 3 中国最高裁の判決の考察
 4. 4 中国において明細書を作成する際の注意点
5. 改正された中国特許審査指南
 5. 1 新規事例の抜粋と整理
 5. 2 新規事例の検討
 5. 3 中国においてOA応答時の注意点
6. 終わりに

* 中国弁理士

*** 中国弁理士・中国弁護士

1. はじめに

発明の「効果」に関する判定について、2024年1月20日に改正された中国特許庁の審査指南において発明の進歩性の判定基準にて、発明の「効果」を考慮する規定を新たに設けられた。従来の審査指南における「発明で実際に解決する技術的課題を客観的に分析し、確定しなければならない」という技術的課題を如何に客観的に判定するための改正⁽³⁾であると中国特許庁は解説した。

一方、発明の「効果」に関する判定について、中国最高裁の司法解釈である法釈〔2015〕4号の第17条において、イ号物件との相違点であるクレームの構成要件とイ号物件における対応の構成要件とを対比する際、その「手段」、「機能」と「効果」の同一性に関する均等論の判定基準が設けられている。

本稿では、2件の中国最高裁の判決である（2009）民申字第1562号判決と（2014）民申字第771号判決を通じて、上記均等論の判定基準を適用する際、及び2024年1月20日に改正された中国特許審査指南における発明の進歩性の判定を行う際、発明の「効果」を如何に考慮するかを考察し、その上、特許実務における注意点を検討する。

（本稿において、特別な説明をしていない限り、現行法を用いて論じている。また、下線は筆者が引いたものである。）

2. 中国における関連の法規

2.1 司法解釈（法釈〔2015〕4号）の第17条（均等論の適用）

特許法の第59条第1項における「発明特許又は実用新案特許⁽⁴⁾権の保護範囲は、その特許請求の範囲の内容を基準とし、明細書と図面を用いて特許請求の範囲の内容を解釈することができる。」とは、権利の保護範囲は、特許請求の範囲に記載された全ての技術的特徴⁽⁵⁾により確定される範囲を基準とすることを指し、当該技術的特徴と均等な特徴により確定される範囲も含むものとする。

均等な特徴とは、記載された技術的特徴と基本的に同一の手段により、基本的に同一の機能を実現し、基本的に同一の効果を達成し、且つ当業者が被疑侵害行為の発生日において、創造的な労働を経なくても連想できる特徴を指す。

2.2 司法解釈（法釈〔2020〕8号）の第13条（技術的課題の認定）

明細書及び図面が、クレームに限定された技術案において、区別される技術的特徴が達成できる技術的效果について明確に記載していない場合、裁判所は、当該分野の公知常識と結びつけて、区別される技術的特徴とクレームにおけるその他の技術的特徴との関係、クレームに限定された技術案における区別される技術的特徴の役割等に基づき、当業者が確定できる、当該クレームが実際に解決する技術的課題を認定することができる。

2.3 審査指南の第二部第四章の3.2.1.1判断方法（3ステップ法）

・3ステップ法により進歩性判定の抜粋

保護を請求する発明が従来技術に比べて自明的であるかどうかを判断するには、通常は以下に挙げられる3つのステップに沿って行って良いとする。

ステップ1. 最も近似した従来技術を確定する。

ステップ2. 発明の区別される特徴及び発明で実際に解決する技術的課題を確定する審査において、発明で実際に解決する技術的課題を客観的に分析し、確定しなければならない。

…中略

改めて確定した技術的課題は、おそらく各発明の具体的な状況により定める必要がある。その分野の技術者が当該出願の説明書の記載内容からその技術的效果を知り得るものなら、原則としては、発明の如何なる技術的效果があっても改めて確定した技術的課題の基礎となることができる。

…中略

改めて確定した技術的課題は、発明において、区別される特徴が達成可能な技術的効果と符合しなければならず、区別される特徴そのものとして確定されてはならず、区別される特徴に対するガイド又は暗示を含んでもならない。

(上記下線の段落は、2024年1月20日に改正された審査指南において、追加されたものである。)

ステップ3. 保護を請求する発明がその分野の技術者にとって自明的であるかどうかを判断する。

3. 課題の提起

3. 1 課題①

上記法釈〔2015〕4号の第17条の第2項において、「均等な特徴とは、記載された技術的特徴と基本的に同一の手段により、基本的に同一の機能を実現し、基本的に同一の効果を達成し」と規定しているが、その中の「手段」、「機能」と「効果」という3要素について、イ号物件と均等な特徴であるか否かに関する判定の際、当該3要素は同じように重要視されているか。

3. 2 課題②

改正された中国特許庁の審査指南における発明の進歩性の判定基準には、「発明において、区別される特徴が達成可能な技術的効果と符合しなければならず」に関する規定を新たに設けられたが、当該改正によって、技術的課題をより客観的に審査官に認定されるか。

4. 均等論の判定基準

以下、2つの中国最高裁の裁判を通じて、中国最高裁の判定方法を考察する。

4. 1 ミキシング装置事件（中国最高裁（2009）民申字第1562号判決）

（1）事実関係

1) 実新671のクレーム1

薛氏が実用新案特許権 ZL200520031671.0（以下、実新671という。）を有し、そのクレーム1（本事件において本発明という）の日本語訳及び図1（本稿の図1）は以下の通りである。

・実新671のクレーム1

1. はるさめの加工に用いるミキシング装置であり、フレーム(1)、と前記フレーム(1)に設置する駆動モータ(2)を含み、

その特徴として、フレーム(1)の上に投入、吐出ポート(3、4)を有する材料ホッパ(5)を設け、前記ホッパ(5)の中に前記駆動モータ(2)により駆動する輸送スパイラル(6)を水平的に設置し、前記吐出ポート(4)の上方、フレーム(1)の上に並列し、互いに連通する2つのU形ミキシング槽(7、8)を設け、そのうち1つのU形ミキシング槽(7)の底部と前記吐出ポート(4)と連通し、フレーム(1)の上において、U形ミキシング槽(7、8)の上方にそれぞれ1つのミキシング錘(9、10)を設け、前記2つのミキシング錘(9、10)のサポートフレーム(11)はクランク機構(12)を介して駆動モータ(2)の動力軸と接続する。

・実新671の図1とイ号物件の構造図

薛氏は、趙氏が製造したミキシング装置が実新671を侵害したとして、訴訟を提起した。

2) イ号物件

趙氏がミキシング装置（イ号物件）を製造し、趙氏は当該ミキシング装置に関する200620175922.7実用新案特許権（本稿、実新922という。）を有する。中国最高裁第1562号判決において、置換容易性の要件に関する判定の際、趙氏の実新922を言及したので、イ号物件の構造を理解するための観点から本稿の図2（実新922の図1）を参照として引用する。

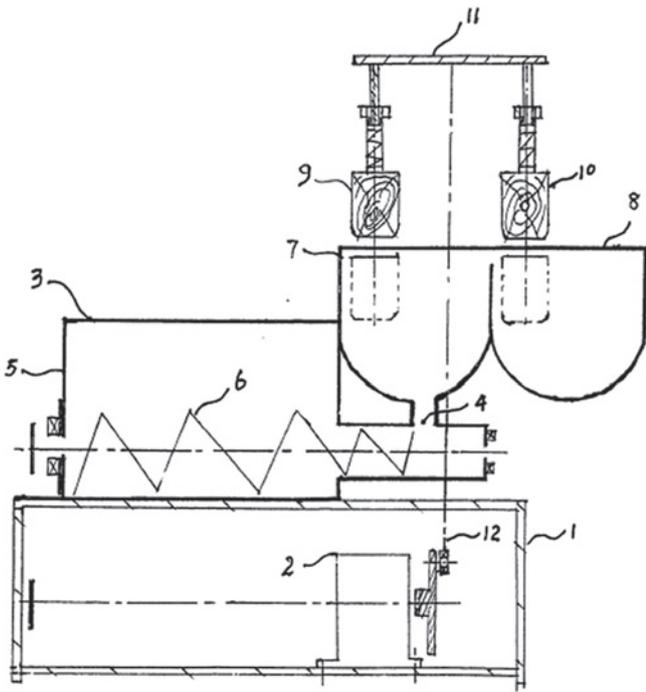


図1 (実新 671 の図1)
 図1 (実新 671 の図1)

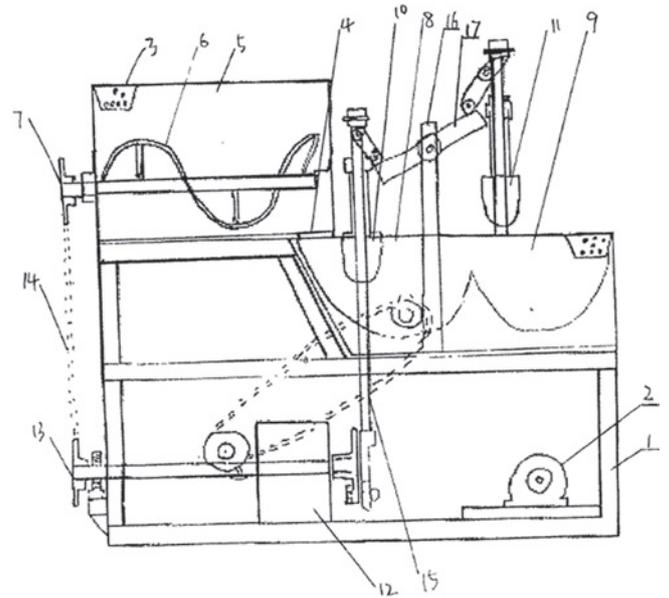


図2 (趙氏の実新 922 の図1)
 図2 (趙氏の実新 922 の図1)

3) 争点

特許侵害訴訟において、実新 671 のクレーム 1 の構成を第 1 から第 6 の技術的特徴として認定され、イ号物件との以下の相違点①と②について、イ号物件における構成と均等であるか否かと争点になった。

相違点① 第 5 の技術的特徴

「前記吐出ポート (4) の上方、フレーム (1) の上に並列し、互いに連通する 2 つの U 形ミキシング槽 (7、8) を設け、そのうち 1 つの U 形ミキシング槽 (7) の底部と前記吐出ポート (4) と連通し」

相違点② 第 6 の技術的特徴

「前記 2 つのミキシング錘 (9、10) のサポートフレーム (11) はクランク機構 (12) を介して駆動モータ (2) の動力軸と接続する。」

本文において、上記争点である第 5 と第 6 の技術的特徴を中心として各級裁判所の判定方法をまとめている。

(2) 1 審裁判所の判定

争点である上記の相違点①と②について 1 審裁判所は以下のように判定した。

1) 争点① 第 5 の技術的特徴

第 5 の技術的特徴について、本発明とイ号物件と対比し、2 つの U 形ミキシング槽の設置場所が違う。クレーム 1 において、2 つの U 形ミキシング槽が吐出ポートの上方に設置され、そのうちの 1 つの U 形ミキシング槽の底部と吐出ポートと連通し、麺の生地が吐出ポートに到着してから、輸送スパイラルの圧力により、下から上のミキシング槽に送られている。

これに対して、イ号物件において、2 つの U 形ミキシング槽が吐出ポートの下方に設置され、麺の生地が吐出ポートに到着してから、上から下へ落下し、ミキシング槽に入る。

イ号物件におけるミキシング槽がクレーム 1 におけるミキシング槽に対して、単に上と下の位置変更を行っている。実質的に吐出ポートを通じて麺の生地をミキシング槽に送り、ミキシングする機能を行っている。当該位置変更について、当業者に対して、創造的な労働を経なくても連想できるものである。

従って、当該技術的特徴について、イ号物件がその均等の範囲にある。

2) 争点② 第6の技術的特徴

第6の技術的特徴について、本発明とイ号物件と対比し、ミキシング錘と動力駆動システムとの連結方式が違う。クレーム1において、2つのミキシング錘のサポートフレームはクランク機構を介して、駆動モータの動力軸と接続し、動力駆動装置がクランク機構を介して、2つのミキシング錘を上下運動させる。

これに対して、イ号物件において、2つのミキシング錘に対応する2つのサポートフレームの間に、レバー接続方式で設置されている。その中の1つのミキシング錘のサポートフレームがクランク機構を介して、駆動モータの動力軸と接続する。動力駆動装置がクランク機構を介して1つのミキシング錘のサポートフレームを動作させ、当該ミキシング錘のサポートフレームがレバー装置を介して2つのミキシング錘を互い反対する方向に運動させる。

本発明とイ号物件において、何れかミキシング錘をサポートし、ミキシング錘のサポートフレームを上下運動させる機能を達成できるが、両者の技術手段が違う。イ号物件において1つのミキシング錘のサポートフレームを動作させることに対して、本発明が2つのミキシング錘のサポートフレームを動作させる。イ号物件における当該設計がもっと省電力である。従って、当該技術的特徴について、イ号物件がその均等の範囲に属しない。

上記の状況を考え、イ号物件が実新922の特許侵害にならないという判決を1審裁判所が下した。

(3) 2審裁判所の判定

1) 1審の判決に不服するとして、薛氏が控訴を提起し、以下のことを主張した。

実新671の原理は、クランク機構を介して2つのミキシング錘を上下運動させ、麵の生地を揉めることである。

これに対して、イ号物件における2つのミキシング錘は2つのサポートフレームであり、1つのミキシング錘のサポートフレームがクランク機構を介して連動し、他方のサポートフレームがレバー装置を介してサポートフレームと連動することによって、2つのミキシング錘が其々の2つのサポートフレームの動作により、上下運動し、麵の生地を揉める。

従って、イ号物件もクランク機構を介して2つのミキシング錘を上下運動させ、麵の生地を揉めることであるので、対応クレームの技術的特徴と均等である。

1審被告である趙氏は、独自でイ号製品を開発し、実用新案特許権も取得したので、非侵害であると反論した。

2) 2審裁判所が以下のように判定した。

1) 争点① 第5の技術的特徴について

イ号物件において、2つのU形ミキシング槽が吐出ポートの下方に設置され、その作業原理として、投入ポートに投入された麵の生地が輸送スパイラルを通じて自身の重力により吐出ポートに到着する。

イ号物件と実新671の技術的特徴において、材料ホッパを有するが、其々の設置場所、技術的特徴、作業原理が違うので、均等ではないと判定した。その上、1審裁判所の均等判定が適切ではないものとして判示した。

2) 争点② 第6の技術的特徴について

実新671における2つのミキシング錘の作業原理は同時に上下運動するものである。これに対してイ号物件における2つのミキシング錘の作業原理は1つのミキシング錘が上の方向へ運動する際、他方のミキシング錘が下の方向へ運動するものである。両者の技術的特徴、作業原理が違うので、均等的な効果を有しない。

上記の状況を考え、イ号物件が実新922の特許侵害にならないと2審裁判所が判示した。

(4) 最高裁判所の判定

薛氏が2審の判決において、法律の適用の誤りがあるとして中国最高裁に再審を申請した。特に、実新671のクレーム1における第5と第6の技術的特徴について、イ号物件における対応技術的特徴との均等を主張した。

1) クレーム1の再構築

中国最高裁が再審手続きにおいて、ヒアリングを行い、第6の技術的特徴について、特許権者の薛氏が明確的に以下のように主張した。

薛氏は、2つのミキシング錘が1つのサポートフレームを共有し、クランク機構と動力駆動装置を介して、2つ

のミキシング錘を同時に上下運動させると主張した。

薛氏の主張に基づき、第6の技術的特徴について、クレームにおける当該技術的特徴の範囲を超えていないし、明細書の図面における2つのミキシング錘、サポートフレーム、クランク機構と駆動モータとの間の位置関係及び接続関係とも一致している。従って、第6の技術的特徴について、以下のようにクレーム1の再構築を行うことができる中国最高裁が判定した。

「それぞれのU形ミキシング槽の上方フレームにそれぞれ1つのミキシング錘を設け、前記2つのミキシング錘は1つのサポートフレームを共有し、クランク機構を介して駆動モータの動力軸と連結し、動力駆動装置がクランク機構を介して2つのミキシング錘を同じ方向へ上下往復運動させる。」

2) 均等侵害の判定

上記、再構築されたクレーム1に基づき、中国最高裁が以下のように均等侵害の判定を行った。

1) 相違点① 第5の技術的特徴について

本発明とイ号物件と対比し、2つのU形ミキシング槽の設置場所が違うので、同一ではない。但し、イ号物件において、ホッパをミキシング槽の上方に設置し、麵の生地重力効果を活用しているが、麵の生地流動しにくいという特徴があり、輸送スパイラルの圧力がないと、麵の生地重力効果のみで、ミキシング槽に麵の生地を輸送するのは難しい。

そのため、イ号物件においても、輸送スパイラルを利用している。

この故、イ号物件は実質的に輸送スパイラルの圧力を利用し、麵の生地を吐出ポートからミキシング槽に送られる。本発明と同じように、輸送スパイラルを利用し、圧力により麵の生地をミキシング槽に輸送する機能を実現している。

従って、第5の技術的特徴と対比し、イ号物件が基本的に同一の手段により、基本的に同一の機能を実現し、基本的に同一の効果達成している。

物体自身の重力により、物体が上から下への滑落は、通常的生活常識であるので、ホッパをミキシング槽の上方に設置することは、当業者に対して創造的な労働を経なくても連想できるものである。

被疑侵害行為の発生日は2007年であるので、関連司法解釈の法釈〔2001〕21号の第17条を適用し、イ号物件における当該技術的特徴がクレームの第5の技術的特徴と均等である。

2審裁判所の判決において、材料ホッパの設置場所、作業原理が違うので、均等ではないという判定は誤っている。特に、イ号物件の作業原理について、投入ポートに投入された麵の生地は自身の重力のみによって吐出ポートに到着できるような解釈は、輸送スパイラルの作用を無視したので、明らかに誤りである。

2) 相違点② 第6の技術的特徴について

実新671のクレーム1における再構築された第6の技術的特徴について、イ号物件における対応の技術的特徴と対比し、以下のような2つの相違点がある。

・相違点②の1

本発明において、クランク機構が駆動モータの動力軸と接続する。これに対して、イ号物件において、クランク機構が駆動モータのレデューサーの動力軸と接続する。

当該相違点について、イ号物件が本発明における対応構造にレデューサーを追加したことになり、対応構成の同一性に影響しない。

・相違点②の2

本発明において、2つのミキシング錘は1つのサポートフレームを共有し、クランク機構と動力駆動装置を介して、2つのミキシング錘を同じ方向へ上下運動させる。

イ号物件において、2つのミキシング錘はそれぞれのサポートフレームを有し、2つのミキシング錘のサポートフレーム間、レバー装置を介して接続し、その中の1つのミキシング錘のサポートフレームがクランク機構と動力駆動装置を介して、2つのミキシング錘を互い反対する方向へ往復運動を行わせる。

本発明とイ号物件において、何れかもミキシング錘をサポートし、動力駆動装置がクランク機構を介してミキシ

ング錘のサポートフレームを上下運動させるという基本的な機能を有するが、両者のミキシング錘の作業原理と運動方式から考え、明らかに違う技術手段を採用していると認定すべきある。

また、イ号物件における動力駆動装置が1つのミキシング錘のサポートフレームを動作させることに対して、本発明における動力駆動装置が2つのミキシング錘のサポートフレームを動作させる。イ号物件における当該設計がもっと省電力であるので、小パワーのモータを採用できる。

さらに、イ号物件において、レバーの原理によって、2つのミキシング錘を互いに反対方向への運動を実現し、本発明において2つのミキシング錘を同一のサポートフレームを使用し、同じ方向（筆者：本稿の表2において、実新 671CL1 の再構築の文言と思われる。）である上の方への運動させる際、無駄な動作を避けられる。

従って、両者の技術的な効果が明らかに違うし、当業者に対して創造的な労働を経なく連想できるものではないので、イ号物件がその均等の範囲に属さない。

(5) 小括り

上記主要な争点である第5と第6の技術的特徴を中心に各級裁判所の判定方法を以下の表1と表2にまとめている。

1) 相違点① 第5の技術的特徴について

表1 第5の技術的特徴に関する各級裁判所の判定方法

ミキシング装置事件	イ号との相違点	構成要件の均等判定
実新 671CL1 の構成要件 (第5の技術的特徴)	前記吐出ポート (4) の上方、フレーム (1) の上に並列し、互いに連通する2つのU形ミキシング槽 (7、8) を設け、そのうち1つのU形ミキシング槽 (7) の底部と前記吐出ポート (4) と連通し	
1 審裁判所	イ号物件は実質的に吐出ポートを通じて麵の生地をミキシング槽に送り	均等である
2 審裁判所	イ号物件と実新 671 の技術的特徴において、材料ホッパを有するが、其々の設置場所、技術的特徴、作業原理が違う	均等ではない
最高裁	イ号物件は実質的に輸送スパイラルの圧力を利用し、麵の生地を吐出ポートからミキシング槽に送られる。	均等である

2) 相違点② 第6の技術的特徴について

表2 第6の技術的特徴に関する各級裁判所の判定方法

ミキシング装置事件	イ号物件との相違点	構成要件の均等判定
実新 671CL1 の構成要件 (第6の技術的特徴)	前記2つのミキシング錘 (9、10) のサポートフレーム (11) はクランク機構 (12) を介して駆動モータ (2) の動力軸と接続する。	
1 審裁判所	イ号物件において1つのミキシング錘のサポートフレームを動作させることに対して、本発明が2つのミキシング錘のサポートフレームを動作させる。イ号物件における当該設計がもっと省電力である。	均等ではない
2 審裁判所	イ号物件における2つのミキシング錘の作業原理は1つのミキシング錘が上の方向へ運動する際、他方のミキシング錘が下の方向へ運動する。両者の技術的特徴、作業原理が違うので、均等的な効果を有しない。	均等ではない

<p>最高裁</p>	<p>【実新 671CL1 の再構築 (第 6 の技術的特徴)】 それぞれの U 形ミキシング槽の上方フレームにそれぞれ 1 つのミキシング錘を設け、前記 2 つのミキシング錘は 1 つのサポートフレームを共有し、クランク機構を介して駆動モータの動力軸と連結し、動力駆動装置がクランク機構を介して 2 つのミキシング錘を<u>同じ方向へ</u>上下往復運動させる。</p> <hr/> <p>イ号物件における 2 つのミキシング錘の作業原理は 1 つのミキシング錘が上の方向へ運動する際、他方のミキシング錘が下の方向へ運動する。両者の技術的特徴、作業原理が違うので、均等的な効果を有しない。</p>	<p>再構築された第 6 の技術的特徴と均等ではない</p>
------------	---	--------------------------------

4. 2 回転調節機構事件 (中国最高裁 (2014) 民申字第 771 号判決)

(1) 事件の経緯

凱洋社が ZL200720059841.5 (以下、実新 841 という。) 実用新案特許権を有し、実新 841 のクレーム 1 の日本語訳が以下の通りである。

・実新 841 のクレーム 1

1. 車椅子の背もたれの回転調節機構であって、

背もたれフレーム (1) と、

背もたれフレーム (1) の後面に設けられているドローバー (2) と、

調節パレット (3) を有し、その特徴として、

ドローバー (2) において位置限定ブロック (4) を設け、

当該位置限定ブロック (4) の上において背もたれフレーム (1) に設置されている位置限定台 (5) を有し、

ドローバー (2) は可動的に位置限定台 (5) を通し、

ドローバー (2) の位置限定ブロック (4) と位置限定台 (5) との間に嵌合されているリセットバネ (6) を有し、

調節パレット (3) の上端の左側とドローバー (2) の下端とヒンジで連結し、

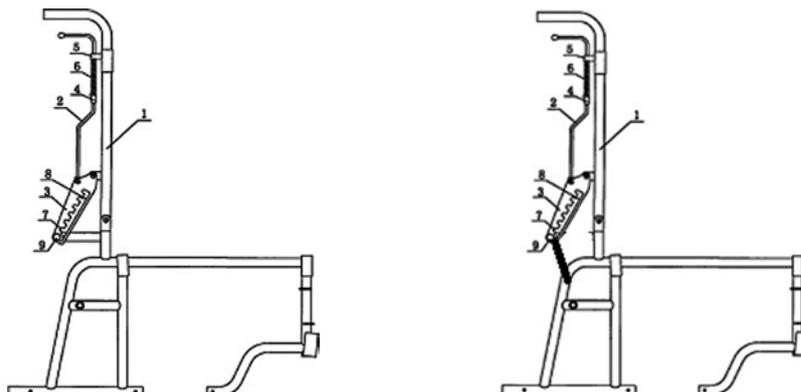
調節パレット (3) の上端の右側と背もたれフレーム (1) とヒンジで連結し、

且つ調節パレット (3) の背もたれフレーム (1) 側にガイド溝 (7) を有し、当該ガイド溝 (7) の上側に複数の段階状のギア (8) が形成され、

且つ溝の中において段階状のギア (8) と嵌合するピン (9) が設けられ、当該ピン (9) が背もたれフレーム (1) 上に固定的に取り付けられる。

・実新 841 の図 1 (以下、左側の図) とイ号物件の仮想図 (以下、右側の図)

本文において、駿能社が生産したイ号物件の構造を理解するために、関連判決の記載から、本稿の著者の想像に基づき、以下のイ号物件の仮想図を作成した。



実新 841 のクレーム 1 における「当該ピン (9) が背もたれフレーム (1) 上に固定的に取り付けられる」という構成に対して、イ号物件において、対応するピンが本体フレームに固定的に取り付けられる。

上記、イ号物件におけるピンの構成と実新 841 のクレーム 1 におけるピン (9) の構成が均等であるか否かについて、関連裁判において主要な争点となった。

(2) 1 審裁判所の判定

実新 841 のクレーム 1 において、ピン (9) が背もたれフレーム (1) 上に固定的に取り付けられるという構成に対して、イ号物件におけるピンが本体のフレームに固定的に取り付けられる。常識に基づき、背もたれフレームと本体のフレームとは違うので、ピンが背もたれフレーム (1) 上に固定的に取り付けられることと本体のフレームに固定的に取り付けられることも違う。

従って、イ号物件において、クレーム 1 における少なくとも 1 つの構成要件を欠けているので、イ号物件はクレーム 1 の権利範囲に属していないと 1 審裁判所は非侵害の判決を下した。

(3) 2 審裁判所の判定

本発明とイ号物件とを対比し、両方とも段階状のギアにおいてピンを有し、段階状のギアとピンの間に嵌合する。両者の相違点として、本発明のピンが背もたれフレームに固定的に取り付けられることに対して、イ号物件のピンが本体のフレームに固定的に取り付けられることのみである。

当該相違点について、本裁判所は以下のように認定した。

ピンが背もたれフレーム又は本体のフレームに取り付け、実質的にピンを固定することにより、段階状のギアと嵌合する手段を用いて、背もたれフレームの角度を調整する機能を実現し、背もたれフレームの角度を自由に調整する効果を達成している。且つ、このような固定位置の簡単な変更が当業者に対して創造的な労働を経なくても連想できるものである。

従って、イ号物件の当該特徴が本発明の対応する特徴と均等である。イ号物件はクレーム 1 の権利範囲に属すると 2 審の裁判所は侵害の判決を下した。

(4) 最高裁判所の判定

1) 再審の理由

駿能社は 2 審の判決が誤りであると主張し、以下の理由に基づき、最高裁判所に再審を申請した。

理由①イ号物件における背もたれフレームの角度調整方法と特許と違い、ピン構造を採用していないので、ピン構造の組み立て問題も存在しない。

理由②イ号物件における背もたれフレームの調整構造が実新 841 のクレーム 1 における対応構造の技術欠陥を克服し、調整構造の耐圧強度と構造の安定性を明らかに増強していることを主張し、イ号物件が違う手段を採用し、実現している機能と効果も明らかに違う。

2) イ号物件の認定

上記再審理由①と理由②について、最高裁が以下のように認定した。

再審理由①の認定：イ号物件において、段階状のギアに設けている螺子構造が段階状のギアとの嵌合により、背もたれフレームの角度を調整するので、螺子構造が本特許のピン構造に相当するものである。

再審理由②の認定：イ号物件と実新 841 のクレーム 1 における調節パレットは一方の端が背もたれフレームに連結し、他方の端がピンとの嵌合により固定されている。そのピンが背もたれフレーム又は本体のフレームに固定的に取り付けられることは、その作用として、段階状のギアとの嵌合を実現し、背もたれフレームの角度の調整を実現することである。

その技術的効果として、ピンが本体のフレームに固定的に取り付けられることにより、調節パレットの構造の強度及び安定性の向上という技術効果が非本質的なものである。且つ、このような位置の変更が当業者に対して創造

的な労働を経なくても連想できるものである。

従って、イ号物件と係争特許における対応の技術的特徴が均等である 2 審裁判所の判定は不適切ではないと最高裁は 2 審判決を容認した。

(5) 小括り

本事件の主要な争点である実新 841 のクレーム 1 におけるピン (9) の構成を中心として各級裁判所の判定方法を以下の表 3 にまとめている。

表 3 ピン (9) の構成に関する各級裁判所の判定方法

回転調節機構事件	イ号との相違点	侵害判定
実新 841CL1 の構成要件	当該ピン (9) が背もたれフレーム (1) 上に固定的に取り付けられる。	
1 審裁判所の認定	イ号物件におけるピンが本体のフレームに固定的に取り付けられる。	非侵害
2 審裁判所の認定	実質的にピンを固定することにより、段階状のギアとの嵌合する手段を用いて、背もたれフレームの角度を調整する機能を実現し、背もたれフレームの角度を自由に調整する効果を達成している。	均等侵害
最高裁の認定	上記 2 審裁判所の認定をほぼ容認し、さらに、その技術効果として、ピンが本体のフレームに固定的に取り付けられることにより、調節パレットの構造の強度及び安定性の向上という技術効果が非本質的なものである。	均等侵害

4. 3 中国最高裁の判決の考察

上記 2 つの中国最高裁の判決を通じて、本稿の第 3.1 節で提起された課題①について、以下のように考察できた。

(1) 法釈〔2015〕4 号の第 17 条における「手段」、「機能」と「効果」という 3 要素について、(2009) 民申字第 1562 号判決と (2014) 民申字第 771 号判決から、以下のように「機能」の同一性をより重要視する傾向がある。

1) 例えば、(2009) 民申字第 1562 号判決 (表 1) において、実新 671 のクレーム 1 における「前記吐出ポート (4) の上方、フレーム (1) の上に並列し、互いに連通する 2 つの U 形ミキシング槽 (7、8) を設け、そのうち 1 つの U 形ミキシング槽 (7) の底部と前記吐出ポート (4) と連通し」という構成要件に対して、最高裁判所はイ号物件の対応の構成について、実質的に同じ機能であることと認定した上、均等と判定した。

2) 例えば、(2014) 民申字第 771 号判決 (表 3) において、実新 841 のクレーム 1 における「当該ピン (9) が背もたれフレーム (1) 上に固定的に取り付けられる」という構成に対して、2 審裁判所がイ号物件の対応の構成について、実質的に同じ機能であることと認定した上に、均等と判定した。最高裁判所も当該均等の判定を容認した。

(2) これに対して、イ号物件における構成がクレームにおける対応の構成要件との機能が違う場合、非均等であることが判定された。

例えば、(2009) 民申字第 1562 号判決 (表 2) における【CL の再構築 (第 6 の技術的特徴)】において、「2 つのミキシング錘を同じ方向へ上下往復運動させる」に対して、最高裁判所はイ号物件の対応の構成要件について、「2 つのミキシング錘を互いに反対方向への運動」として認定し、「同じ方向へ」と「互いに反対方向へ」という異なる機能及びそれに対応する効果を達成しているとして非均等であると判定した。

また、均等論の判定基準について、北京市第 1 中級裁判所の知財権裁判廷の侯占恒判事は、以下の見解⁶⁾を示したことがある。

「特許クレームにおける技術的な特徴がイ号物件と基本的に同じ「手段」と「機能」であるか否かに関する判定

は、「効果」の同一性判定より、当事者間の意見の相違点が少なく安定している。」

上記考察の結果に基づき、特許クレームと明細書を作成する際、将来、中国における権利活用を想定し、イ号物件との相違点があっても、有利な権利解釈を確保するために、以下の注意点があると考えられる。

4. 4 中国において明細書を作成する際の注意点

注意点① 「機能」の構成要件の活用

独立クレームにおいて、「機能」の構成要件を用いて、具体的な設置位置と接続関係を上位化することを検討する。

例えば、実新 671 クレーム 1 における第 5 の技術的特徴「前記吐出ポート (4) の上方、フレーム (1) の上に並列し、互いに連通する 2 つの U 形ミキシング槽 (7、8) を設け、そのうち 1 つの U 形ミキシング槽 (7) の底部と前記吐出ポート (4) と連通し」において、具体的な設置位置と接続関係を用いてクレームを限定している。

この第 5 の技術的特徴について、最高裁判所が以下のように認定した。

「イ号物件は実質的に輸送スパイラルの圧力を利用し、麺の生地を吐出ポートからミキシング槽に送られる」（本稿の表 2 を参照）

上記、最高裁判所の認定を考え、以下の改良案のように輸送スパイラルの機能を用いて、独立クレームを作成し、具体的な設置位置と接続関係を上位化し、クレームの文言にイ号物件の対応構成要件を含ませることが可能になる。

改良提案：「吐出ポートからミキシング槽に麺の生地を送るための輸送スパイラル」

注意点② 「機能」の構成要件を支える実施例の充実

上記注意点①において、「機能」の構成要件によって、独立クレームを作成することを提案したが、その上位化された「機能」の構成要件に関する実施例の拡充も必要である。実施例の拡充が足りない場合、以下の例のように、具体的な構造に限定解釈される恐れがある。

例えば、実新 671 クレーム 1 における第 6 の技術的特徴「前記 2 つのミキシング錘 (9、10) のサポートフレーム (11) はクランク機構 (12) を介して駆動モータ (2) の動力軸と接続する。」において、「サポートフレーム」の具体的な構造又は動作を限定していないが、最高裁が（本稿の 4.1.4 (1)）クレーム 1 の再構築を行い、以下のように具体的な構造又は動作まで限定解釈された。

つまり、「2 つのミキシング錘は 1 つのサポートフレームを共有し、…中略…2 つのミキシング錘を同じ方向へ上下往復運動させる」（本稿の表 3 を参照）として限定解釈された。

従って、明細書において、実施例の拡充、特に他社の実施可能性がありそうな変形例をできるだけ詳細に記載すべきである。

5. 改正された中国特許審査指南

2024 年改正中国特許審査指南において発明の進歩性の判定における「効果」に関する新判定基準は審査指南第二部第四章の 3.2.1.1 の (2)（本稿の第 2.3 節を参照）に設けられ、その中において更に以下の新規事例（抜粋）を新たに設けられた。

5. 1 新規事例の抜粋と整理

a. クレームの要旨

家庭用電化製品であって、ユーザにアカウントの権限を付与する生体認証ユニットを含み、当該生体認証ユニットは指紋と、掌紋、虹彩、眼底と顔特徴のうち少なくとも 1 種類の認証方式との組み合わせに基づくものである。

b. 明細書の要旨

少なくとも 2 種類の認証によって、ユーザのアカウントをより安全にすることができる。

c. 最も近似した現有技術

最も近似した現有技術において公開された家庭用電化製品は、指紋情報のみに基づいて個人認証を行っていた。

d. 当該事例のクレームと最も近似した現有技術との相違点

両者の相違点は、発明においては少なくとも2種類の生体特徴により個人認証を行う点である。

e. 技術的課題の認定

当該相違点によって、当該発明において達成可能な技術的効果に基づき、発明が実際に解決する技術的課題は、家庭用電化製品におけるユーザのアカウントの安全性を如何に高めることと認定できる。

f. 拒絶理由に関する NG の例

当該発明が実際に解決する技術的課題は、以下のように認定してはならない。

- ・ NG の例 1 : 「掌紋など少なくとも1種類の生体認証方式を如何に増やすか」
- ・ NG の例 2 : 「認証方式の増加を通じて、家庭用電化製品の安全性を如何に実現するか」

5. 2 新規事例の検討

上記本稿 5.1 節の f. において、挙げられた仮想拒絶理由に関する NG の例 1 は、当業者が最も近似した現有技術である「指紋情報のみに基づいて個人認証」に基づき、「掌紋など少なくとも1種類の生体認証方式を如何に増やすか」という本発明が実際に解決する技術的課題として、検討した場合を想定するものである。

また、上記本稿 5.1 節の f. において、挙げられた仮想拒絶理由に関する NG の例 2 は、当業者が最も近似した現有技術である「指紋情報のみに基づいて個人認証」に基づき、「認証方式の増加を通じて、家庭用電化製品の安全性を如何に実現するか」という本発明が実際に解決する技術的課題として、検討した場合を想定するものである。

上記仮想拒絶理由に関する NG の例 1 または例 2 のいずれも、最も近似した現有技術を起点として、その問題点を認識した当業者を想定するものである。

しかし、最も近似した現有技術に関する問題点を探索する活動は、場合によって、発明の活動の範囲に入ったものである。

従って、改正された審査指南第二部第四章の 3.2.1.1 の (2) における「区別される特徴に対するガイド又は暗示を含んでもならない」(本稿の第 2.2 節) という新規の規定を違反し、仮想拒絶理由に関する NG 事例として挙げられたものと考えられる。

5. 3 中国において OA 応答時の注意点

本稿の 5.1 節の f. において、挙げられた仮想拒絶理由に関する NG の例 1 と例 2 は、従来本稿の第 2.3 節における進歩性判定 3 ステップ法によって判定を行う場合、審査官が挙げられた拒絶理由を想定する代表例だと考えられる。

今回審査指南の改正前なら、NG の例 1 または例 2 のような拒絶理由を覆すのは、至難の業⁽⁷⁾ともいわれている。

今回の改正によって、本稿の 5.1 節の e. において、「当該発明において達成可能な技術的効果に基づき」という新基準では、発明が実際に解決する技術的課題は、家庭用電化製品におけるユーザのアカウントの安全性を如何に高めることと認定されると、進歩性があるとして、判定される可能性が高くなると考えられる。

6. 終わりに

中国最高裁と中国特許庁とはそれぞれの施策を反映するために、以下のように発明の「効果」を考慮していると本稿では考察している。

①本稿第 4.3 節における中国最高裁の判決の考察を通じて、法釈 [2015] 4 号の第 17 条における「手段」、「機能」と「効果」という 3 要素において、中国最高裁は「機能」の同一性をより重要視する傾向がある。

これによって、特許権者の利益と第 3 者の「イノベーションの空間」との衡平を図り、特許権者がクレームと明細書を作成する際、実施例の充実によって、そのクレームの範囲を第 3 者に明確に示すことが求められる。当該施

策から、第3者は特許権の均等の適用範囲を確認しやすい場合があり、「同じ機能」ではなく、新たな機能を有する改良発明を生み出すことを促進⁽⁸⁾可能である。

② 2024年改正中国特許審査指南において発明の進歩性の判定を行う際、中国特許庁が「効果」に関する新たな判定基準を設けたので、中国特許出願に対してより客観的に判定できることは中国特許の質の向上⁽⁹⁾につながるものである。

また、司法解釈（法釈〔2020〕8号）第13条（本稿の第2.2節を参考）との整合性は改善され、特許の安定性の向上にもつながる。

(注)

(1) 中国・最高人民法院「専利紛争案件の審理における法律適用問題に関する若干の規定」法釈〔2015〕4号（2015年2月1日施行）

(2) 中国・最高人民法院「専利の権利付与・権利確定に係る行政事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定（一）」法釈〔2020〕8号（2020年9月12日施行）

(3) 中国・特許庁『専利審査指南改正案（2回目の意見募集稿）』に関する説明の（七）3.の第2段落

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/opinion.html>

(4) 本稿において、特許という言葉は発明特許又は実用新案特許を指す。

(5) 当該司法解釈において、「技術的特徴」という中国語の文言が設けられたので、できるだけ忠実に翻訳するために当該文言を活用している。本稿においては、ほぼ構成要件を指している。

(6) 侯占恒「専利均等侵害判定に関する法律問題の研究」2013年12月 北京 中国知的財産権研究会「専利権利侵害判定の指南」と「専利権利侵害判定の標準と詐称特許行為認定の基準の手引き」参考資料

(7) 田喜慶と金高善子「中国の進歩性判断における「自明性」について—審決取消訴訟の例を中心に—」パテント 2022 Vol.75 No.1

(8) (2010) 最高人民法院副院長の習曉明氏、全国裁判所の知的財産権審理業務に関するシンポジウムでの談話
特許権者の利益と第3者の「イノベーションの空間」を確保するようにとの談話趣旨。

(9) 「中国の有効特許件数が初めて米国を抜き世界1位」2022-12-09 (ip-fw.com)

(原稿受領 2024.6.14)